

## 平成30年教育委員会臨時会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年4月20日（金）  
開会：午前10時00分 閉会：午前10時30分
- 2 開催場所 教育委員会室2
- 3 会議次第  
○議案第36号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について  
○議案第37号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員等  
日渡委員（教育長職務代理者）、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者  
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、飯田教育総務課長、山崎同課指導主事、西本同課主事、脇学校教育課長
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が臨時会の開会を宣言

○議案第36号 大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第36号大津市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について、テレビ会議を可能とするための所要の改正を行うものである。

第5条第1項において「委員会は、教育長が必要と認めるときは、次項で定めるところにより、各委員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議を行うことができる。」とし、第2項において「前項に規定する方法によって会議を行う場合には、当該会議に必要な装置が設置された場所であって教育長が相当と認める場所を、委員ごとに指定して行うものとする。」という規定を追加するものである。

なお、非公開の部分についてはテレビ会議による出席は認めないということを想定している。また、テレビ会議で出席する委員は、静粛な環境において会議に参加いただくこととし、傍聴については現に会議をしている庁舎等の場所を指定し、そこでの傍聴に限るということを想定しており、これらについて追って内規で決めていくことを考えている。

○日渡教育長職務代理者 非公開についてテレビ会議は認めないこととしたいとのことだが、そのことをどこに記載するのか。

○飯田教育総務課 そもそも本規則上には、公開・非公開の規定がなく、またテレビ会議を「行うことができる」という規定としているため、細かい運用ルール等は内規に記載することを考えている。

○壽委員 第5条以降の建付けが、そもそもテレビ会議をやるかどうかは教育長の裁量にかかっているもので、その裁量の中で、非公開の場合は行わないということか。

○飯田教育総務課 そのとおりである。

○日渡教育長職務代理者 そもそも会議の非公開に関しては、どこで規定されているか。

○西本教育総務課主事 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の7項で、「教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について教育長または委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときはこれを公開しないことができる」と規定されている。

○日渡教育長職務代理者 非公開とするかどうかは、会議の場で決定されるため、はじめはテレビ会議で参加していても、非公開となったら、通信を切るということか。

○飯田教育総務課長 情報セキュリティの問題もあるため、非公開の案件を審議いただく際には、基本的にはテレビ会議ではなく全員出席な会議で提案させていただくことを考えている。

○西本教育総務課主事 また、議題を事前に提示するタイミングで、個人情報が含まれている等、非公開にすべきとして諮っていただくような案件があった場合は、出席方法を事前に確認した上で、もしテレビ会議での出席しかできない方がいれば、その部分については出席でないとみなすこと等を事前に連絡の上、理解いただきたいと考える。

○日渡教育長職務代理者 そもそも規則において、会議の公開・非公開のことを明文化すべきではないか。例えば、会議の招集についてなど、法に規定されている内容を規則でも規定している部分がある。つまみ食いをするのではなく、全体として必要なことは規則で定めた方がよいのではないか。また、非公開の際にテレビ会議を行わないことを、明文化できないか。

○飯田教育総務課長 法で規定されていることから、あえて規則では定めていないものである。但し、テレビ会議は例が無いので、その部分について検討の余地はあるとは考える。

○西本教育総務課主事 非公開についてテレビ会議による参加を認めない主な理由はセキュリティの面であり、通信手段によって、例えば仮に傍受などの心配が100%ない通信手段が確保できれば、非公開の案件もテレビ会議で審議できる可能性がある。従い、一概に言えないため、現状において規則上でこの点を定めるのは難しいと考える。

○日渡教育長職務代理者 斬新な試みであり、それだけに規則はきちんと定めておくべきであると思っている。事務局の説明を踏まえると、非公開におけるテレビ会議については、「教育長が必要と認めるとき」という規定において、必要と認めない、という整理にしておかないと、欠席というのはやや行き過ぎではないか。

○船見教育次長 そのように整理する。

○壽委員 非公開の場合について規則に規定を設けることについては、別途違う問題として検討するというのでよいか。

○日渡教育長職務代理者 平成12年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の法改正があった際に、地方自治体の条例や規則については一覽性を重要視した。従い、法律に記載があるから規則では規定しないということではないと考えている。

○飯田教育総務課長 今後早い段階で検討を進める。

○壽委員 この前、会議以外の場で試した際に、途中で回線が切れたが、その場合はどういう処理になるか。

○西本教育総務課主事 回線の切れた理由や復旧目処などを実際の状況に応じて教育長が判断していくことになると思うが、今後の検討課題であり、実際に運用しながら内規等に定めていければと考えている。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

#### ○議案第37号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

**【説 明】**

○脇学校教育課長 議案第37号大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

平成30年度より新たにコミュニティ・スクールを実施する予定の7つの学校から学校運営協議会の設置申請書が出され、これを受けて、大津市学校運営協議会規則の別表（第2条関係）のところに、和邇、真野、坂本、唐崎、比叡平、藤尾、長等の7つの小学校を加えて、新たにコミュニティ・スクール実施校とするものである。

**【質 疑】**

○日渡教育長職務代理者 公布日はいつか。

○脇学校教育課長 本日平成30年4月20日である。

**【採 決】** 可決

閉会 教育長職務代理者が臨時会の閉会を宣言